

(様式第 6 - 3 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岩手県矢巾町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 徳田地区

① 現況

本地区は、東部に北上川、中央部を国道 4 号が南北に縦貫し、西部には鹿妻本堰が流れ、その間に広がる水田地帯である。

鹿妻本堰から注ぐ豊かな水を受け、県内屈指の良質米産地として知られており、地域の話し合いのもとに生産基盤の整備等に積極的に取り組んでいることから、本町の基幹作目である水稲栽培の中心地として土地利用の確保がなされている。

また、県営による区画整理事業及び排水対策事業が広範囲に渡り実施され、用排水分離と水田汎用化が大きく進みつつある。

地区北部は比較的小規模の水田が多い地区であるが、地域の意向を確認しながら生産基盤の整備を進め、生産性の高い良質米産地の確立を目指している。

② 目標

①を踏まえ、本地区では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 煙山地区

① 現況

西部は南昌山の麓、標高約 200m 程度に位置し、現在の自然環境を保全する必要性が極めて高いことから、樹林地等の自然保護に努めてきた。

地域に点在する農地の利用確保に努めるため、観光資源としての活用や治山治水等の保全対策を講じる等、自然環境を損なうことが無いよう配慮しつつ、当該土地利用を推進している。

中部は平坦で標高約 140m 以下に位置し、地域のほぼ全域において基盤整備事業が実施されていることから、土地利用型作目を中心に土地利用を進めている。

東南部においては市街化形成が進んでいるが、市民農園等の体験型農業を導入し、都市部住民との交流による農業活性化を推進している。

なお、本地区の平地部においては、ほとんどの水田が区画整理事業による整備が実施された地区であるが、市街化区域周辺農地は小規模区画ほ場が多いことから、都市的開発構想との整合性を図りつつ、基盤整備事業を実施し大区画化を検討している。

また、水源下流に位置する清水野地区では取水期の水不足の発生が懸念されてお

り、区画整理と併せた用排水環境の整備を検討していく。

② 目標

①を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 不動地区

① 現況

本地区は町の南西部に位置する自然豊かな農村地帯である。

西部は、標高約200mからの東部に向かって緩い傾斜地となっている。

農地は一部田畑が存在するが、樹園地が大半を占めている一方、高齢化及び人口減少が著しい状況である。平坦地と比べて生産条件等の格差が大きいことから、これらを補正する取組みを行う必要がある。

中部、東部は東北縦貫自動車道に沿った標高約130m以下の平坦地で、基盤整備事業により30a程度以上の大区画化となっている。集落営農による集約型生産体制を推進しながら、これまでに導入された農業近代化施設を最大限に活用し、水稻を主力として野菜、花卉及びきのこ団地を中心とした菌茸類の振興を図っている。

なお、本地区の平地部においては、ほとんどの地域で区画整理事業による整備が実施されており、集落による農地利用集積が進んでいる。

大規模な暗きょ排水事業約130haの実施により水田の汎用化を図り、大型農業機械の利用と効率的な農地の利活用により高生産性農業を推進している。

② 目標

①を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、ことにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地 域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	徳田地区	地区全域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
②	煙山地区	地区全域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
③	不動地区	地区全域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

当該事業の進捗状況等を踏まえた上で必要に応じて定める。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

旧不動村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 矢巾町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

傾斜が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の緩傾斜農用地をすべて対象。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域においては、急傾斜農用地、小区画・不整形な田、緩傾斜農用地及び高齢化率・耕作放棄率の高い農地。

なお、緩傾斜農用地及び高齢化率・耕作放棄率の高い農地については、(エ)の基準を適用する。

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の特例

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると矢巾町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると矢巾町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

2) 「農業生産条件の強化」の対象工種

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第7の1の(3)のオの表中の「③農業生産条件の強化」の対象工種を、次のとおり定める。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置
	・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
その他	矢巾町長が必要と認めるもの

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営改善計画の認定基準に該当し、将来認定農業者を志向する経営体又は水田地域ビジョンに担い手として位置付けられた者など地域の実情に合わせて矢巾町長が認定する者とする。